

政治団体に関する届出等について

政治団体については、政治資金規正法（以下、「法」という。）に基づく各種届出が義務付けられています。その主なものの概要は次のとおりです。

<政治団体の設立>（法第6条）

政治団体を設立したときは、設立の日から7日以内に「設立届」を提出する必要があります。この設立届は、郵送によることはできませんので、必ず持参してください。

なお、設立届の提出前には、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義であっても寄附を受け、または支出することはできません（法第8条）。

<政治団体の異動>（法第7条）

政治団体の設立届により届け出た事項に異動があった場合は、その異動の日から7日以内に、「届出事項の異動届」を提出する必要があります。この異動届についても、設立届と同様に郵送によることはできませんので、必ず持参してください。

<政治団体の解散>（法第17条）

政治団体が解散し、または目的変更その他により政治団体でなくなったときは、代表者および会計責任者であった方は、①解散等の届出および②解散等に伴う収支報告書を、解散等の日から30日以内に提出する必要があります。

<収支報告書>（法第12条）

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年の収支報告書を作成し、翌年1月1日から3月31日までの間に提出する必要があります。

【政治団体の設立届、収支報告書等の提出先】

政治団体の主たる事務所の所在地	主たる活動区域	提出先
福井県内	福井県内	福井県選挙管理委員会
	福井県を含む2以上の都道府県	福井県選挙管理委員会を 経て総務大臣
	福井県外	